株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の融 通に関する措置要綱の運用について

平成 5. 3. 30 5 畜 A 第 624号 畜産局長通知

最終改正 平成20. 9. 26 20消安第6874号

株式会社日本政策金融公庫による産業動物診療施設の整備を実施するために必要な資金の 融通に関する措置要綱(平成5年3月30日付け5畜A第623号農林水産事務次官依命通 達)第2の2に規定する機器の種類は次のとおりとする。

1 検体成分自動分析機器

血液生化学分析装置、血液電解質分析装置、高速液体クロマトグラフ、原子吸光分光光度計、自動血球計算器、牛乳中体細胞測定装置その他の生体成分の自動分析に必要な機器

2 生体画像診断機器(心電心音診断機器を含む。)

ファイバースコープ、X線装置、超音波診断装置、心電心音計その他の生体を直接又は 間接的に観察・診断するために必要な機器

3 感染病免疫診断機器(形態学的診断機器及び培養機器を含む。) 酵素抗体測定装置、蛍光顕微鏡、写真撮影顕微鏡装置、嫌気性菌培養装置その他の病原 学的診断をするために必要な機器

4 理化学的治療機器

レーザー装置、ガス麻酔器その他の理化学的治療に必要な機器

5 受精卵移植機器

マイクロマニュピレーター、プログラムフリーザーその他の受精卵移植に必要な機器